

京都大学における保有個人情報及び保有特定個人情報の開示請求に係る手数料の納付方法に関する細則

平成30年5月29日
総長裁定制定

第1条 この細則は、京都大学における個人情報の保護に関する規程（平成17年達示第1号）第41条第1項及び京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程（平成27年達示第49号）第35条第1項の規定に基づき、開示請求に係る手数料の納付の方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 開示請求に係る手数料の納付の方法は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 本学の開示窓口における現金納付
- (2) 本学が指定する銀行口座への振込納付（振込に係る手数料は、開示請求に係る手数料を納付する者が負担するものとする。）

附 則

この細則は、平成30年6月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から実施する。